



[ホーム](#) > [食品安全委員会とは](#) > [開催実績](#) > 第311食品安全委員会議事概要

食品安全委員会とは

第311食品安全委員会議事概要

■第311回食品安全委員会会合

日時:平成21年11月26日(木)14:00～15:20

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:14名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農業 1品目

1)エタボキサム

・厚生労働省から説明。

・農業専門調査会で審議することとなった。

* 殺菌剤で、ばれいしょ、ぶどう等への新規農薬登録申請がされています。

○動物用医薬品 7品目

1)豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシュア ER)

・農林水産省からの説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* 豚インフルエンザの発症防御と豚丹毒の予防を目的とする豚用の不活化ワクチンです。

2)ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)

・農林水産省からの説明。

・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

* 抗菌剤で、豚の細菌性肺炎の治療を目的として用いられます。

3)ビルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)

・農林水産省からの説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* フグ目魚類のシュードカリグス・フグ(体表面に寄生する寄生虫)の駆除に用いられます。

4)鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査

・農林水産省からの説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* 鶏伝染性ファブリキウス嚢病の予防を目的とする鶏用の生ワクチンです。

5)豚アクチノバシラス・ブルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ビッグウイン-EA)の再審査

・農林水産省からの説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* 豚のアクチノバシラス・ブルロニューモニエ血清型1, 2, 5型菌感染症及び豚丹毒の予防を目的とする不活化ワクチンです。

6)マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンドMH)の再審査

・農林水産省からの説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* 豚マイコプラズマ性肺炎による肺病変形成及び増体重抑制の軽減を目的とする豚の不活化ワクチンです。

7)鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca))の再審査

・農林水産省からの説明。

・動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

* 鶏コクシジウム症の発症抑制を目的とした鶏用の生ワクチンです。

(2)添加物専門調査会における審議結果について

1)「ブチルアミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* ケール、チーズ、ワイン、キャビア、パン、生鮭等の食品中に存在する成分です。欧米では植物性たん白製品、肉製品、焼菓子、ゼラチン・プリン類、清涼飲料、冷凍乳製品類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

2)「フェネチルアミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* チーズ、魚の加工品、ワイン、キャベツ、ココア、ビール等の食品中に存在する成分です。欧米では焼菓子、ゼラチン・プリン類、肉製品、ソフト・キャンディー類、冷凍乳製品類、清涼飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

3)「ケイ酸マグネシウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 欧米では、粉末状又は顆粒状食品の固結防止剤、錠剤・カプセル食品の製造用剤(賦形剤、分散剤)等の目的で添加されています。

(3)動物用医薬品専門調査会における審議結果について

1)「フルペンダゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の見上委員及び事務局から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 寄生虫駆除剤で、馬回虫、牛肺虫、豚回虫等の駆除などに用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(4)「食品健康影響評価に関する照会について」に係る回答について

・農薬専門調査会から報告された「食品健康影響評価に関する照会について」に係る回答について、事務局から説明。

・本回答を一部修正の上、厚生労働省に回答することとなった。

(5)食品安全モニターからの報告(平成21年9月分)について

・9月中に報告された32件について事務局から報告。

(6)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成21年10月分)について

・10月中に寄せられた45件について事務局から報告。

・主なQ&Aとして「消費者庁と食品安全行政の関係」に関する事項が紹介された。